猪名川町外出支援事業（タクシー乗車券）利用協定書

猪名川町（以下「甲」という。）とタクシー事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、猪名川町外出支援事業について、次のとおり契約を締結する。

（業務の実施）

第１条　乙は、猪名川町高齢者外出支援事業実施要綱（令和３年猪名川町要綱第 22 号）第３条に規定するタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）及び猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券助成事業実施要綱（令和３年猪名川町要綱第 29 号）第３条に規定するタクシー乗車券に関する使用及び請求の業務（以下「業務」という。）について、この協定書に基づき実施するものとする。

（業務内容の周知）

第２条　乙は、その乗務員等に対し、別紙猪名川町外出支援事業タクシー利用仕様書による乗車券の取扱いについて周知させるものとする。

（乗車料金の請求）

第３条　乙は、受領した乗車券を月ごとに取りまとめ、当該乗車券のタクシー利用料金相当額の合計額を、翌月の１５日までに甲に請求し、助成金を代理受納する。

２　乙は、甲に前項の請求をするときは、請求書に乗車券を添付しなければならない。

（乗車料金の支払い）

第４条　甲は、乙から前条の規定による請求を受けとったときは、その内容を審査し、速やかに乙に支払うものとする。

（調査等）

第５条　甲は、必要があるときは、業務の執行状況及び経理について調査し、報告を求め

ることができる。

（秘密等の保持）

第６条　乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容を外に漏らしてはならない。

（協定の解除等）

第７条　甲は、乙がこの協定に違反した場合は、協定を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結日からその年度の３月３１日までとする。ただし、この契約期間満了の１ヵ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、更に同一条件をもって１年間契約を更新するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

甲　猪名川町上野字北畑１１番地の１

猪名川町長　岡本　信司

乙 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿